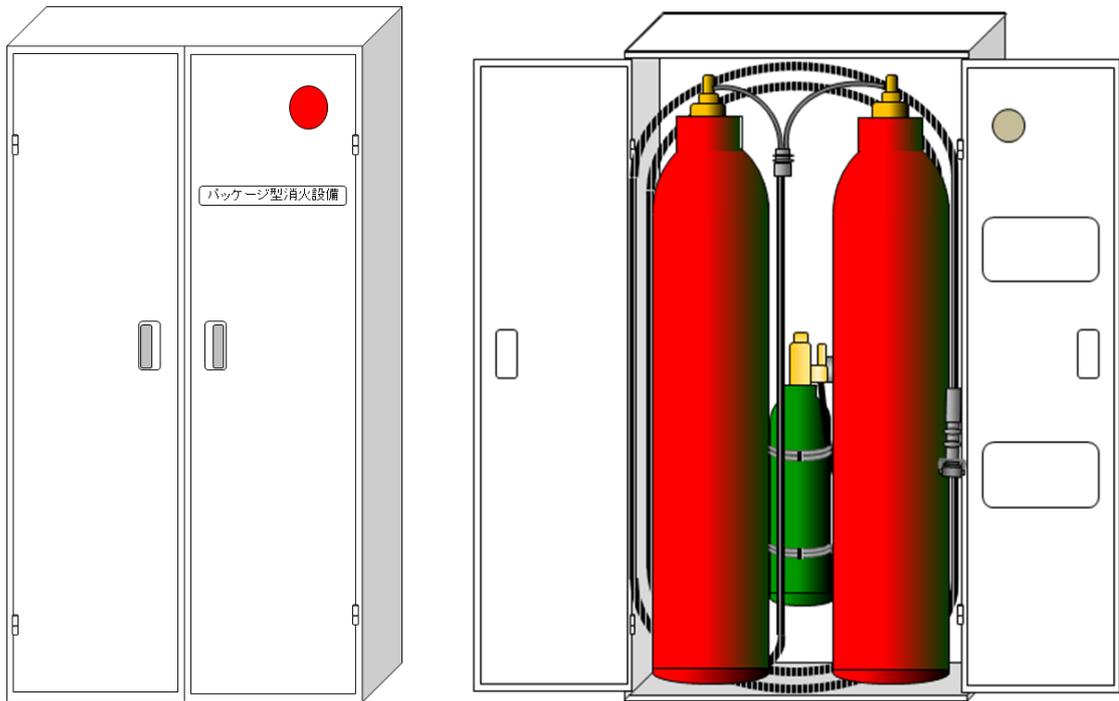


第25 パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備は、屋内消火栓設備に代えて用いることができる設備であり、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等を格納箱に収納したものである。屋内消火栓設備と同様に、主として初期消火から中期消火を目的とした設備であり、人の操作によりホースを延長し、ノズルから消火薬剤を放射して消火を行う消火設備である。

1 設備の概要図



2 用語例

- (1) I型とは、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成16年消防庁告示第12号。以下「12号告示」という。）第5及び第6においてI型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。
- (2) II型とは、12号告示第5及び第6においてII型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。

3 設置要件

パッケージ型消火設備は、令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第1(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体に係るものを除く。）を危政令別表第4で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある部分を除く。）に設置できるものとする。（第25-1表参照）

(1) I型 次に掲げるもの

- ① 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000 m²以下のもの
- ② 耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000 m²以下のもの

(2) II型 次に掲げるもの

- ① 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500 m²以下のもの
- ② 耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000 m²以下のもの

(3) 「煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有しない場所をいう。

なお、次のいずれにも該当する場合は、「煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所として取り扱うことができる。

- ① 建基令第126条の2の規定(排煙設備免除部分)に適合するものであること。
- ② パッケージ型消火設備は、容易に視認できる共用部分で、かつ、最終避難が可能な避難口又は階段付近等に設置してあること。

第25-1表

構造・規模 用途	I型		II型	
	耐火建築物 6階以下かつ 3,000 m ² 以下	耐火建築物以外 3階以下かつ 2,000 m ² 以下	耐火建築物 4階以下かつ 1,500 m ² 以下	耐火建築物以外 2階以下かつ 1,000 m ² 以下
1項	○*	○*	○*	○*
2項	○*	○*	○*	○*
3項	○*	○*	○*	○*
4項	○*	○*	○*	○*
5項	○*	○*	○*	○*
6項	○*	○*	○*	○*
7項	○*	○*	○*	○*
8項	○*	○*	○*	○*
9項	○*	○*	○*	○*
10項	○*	○*	○*	○*
11項	○*	○*	○*	○*
12項	○*	○*	○*	○*
13項	×	×	×	×
14項	×	×	×	×
15項	○*	○*	○*	○*
16項	13項・14項部分は不可			
16の2項	×	×	×	×
16の3項	×	×	×	×

※地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。

4 機器

- (1) パッケージ型消火設備は認定品を使用すること。
- (2) 表示灯の電源回路は専用とすること。ただし、他の消防用設備等との兼用ができるものとする。◆

5 設置方法

- (1) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離がⅠ型にあつては20m以下、Ⅱ型にあつては15m以下となるように設けること。
 なお、間仕切り等により放射できない部分が生じないように、第2屋内消火栓設備 10.(3).①.イを準用し設置すること。(第25-2表)
- (2) 防護する部分の面積は、Ⅰ型にあつては850 m²以下、Ⅱ型にあつては500 m²以下とすること。
- (3) 40℃以下で温度変化の少ない場所に設けること。
- (4) 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。
- (5) パッケージ型消火設備は、消火薬剤の放射時間に限りがあるため、人の目につきやすく、かつ避難が容易な場所に設置すること。

第25-2表

	水平距離	ホースの長さ	放射距離(m)
Ⅰ型	20m	25m	10m
Ⅱ型	15m	20m	

6 その他

12号告示が定められる前のパッケージ型消火設備の取扱いについては、防火対象物の事情に変更がない限り、原則として従前の例によるものとする。

